

議案第 8 号

橋本市公告式条例の一部を改正する条例について

橋本市公告式条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市公告式条例の一部を改正する条例

橋本市公告式条例(平成18年橋本市条例第3号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 <u>条例の公布は、市役所内の掲示場に掲示して行う。</u></p> <p>3 <u>電磁的記録により条例を公布する場合は、前項の規定にかかわらず、市のホームページに設置した掲示場に掲示して行う。</u></p> <p>(規則の公布)</p> <p>第3条 <u>規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、規則に準用する。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入<u>しなければならない。</u></p> <p>2 第2条第2項<u>及び第3項</u>の規定は、前項の規程に準用する。</p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 第3条の規定は、市の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「市長名」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。</p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例は、次に掲げる掲示場に掲示して公布する。</p> <p>(1) <u>橋本市役所掲示場 橋本市東家一丁目1番1号</u></p> <p>(2) <u>橋本市役所高野口掲示場 橋本市高野口町名倉1028番地の1</u></p> <p>(規則に関する準用)</p> <p>第3条 <u>前条の規定は、規則に準用する。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</p> <p>2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。</p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他市の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者」と、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
(橋本市職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 橋本市職員の給与に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 62 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第 19 条の 3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を橋本市公告式条例(平成 18 年橋本市条例第 3 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>4～8 略</p>	<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第 19 条の 3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を橋本市公告式条例(平成 18 年橋本市条例第 3 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>4～8 略</p>

(橋本市税条例の一部改正)

- 3 橋本市税条例(平成 18 年橋本市条例第 70 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、橋本市公告式条例(平成 18 年橋本市条例第 3 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する掲示場</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、橋本市公告式条例(平成 18 年橋本市条例第 3 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行</p>

に掲示して行うものとする。

うものとする。